

平成二十一年七月十日受領  
答弁第六一七号

内閣衆質一七一第六一七号

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員松本大輔君提出国立大学医学部附属病院長会議常設委員会が平成十四年三月に発表した提言に  
対する文部科学省の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松本大輔君提出国立大学医学部附属病院長会議常設委員会が平成十四年三月に発表した提言に対する文部科学省の関与に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

文部科学省として、御指摘の判決については、重く受け止めているところであるが、当該判決に至るまでの裁判所による事実認定の詳細について、見解を述べることが差し控えたい。いずれにしても、国立大学医学部附属病院長会議常置委員会（以下「常置委員会」という。）が平成十四年三月に発表した「国立大学附属病院の医療提供機能強化を目指したマネジメント改革について（提言）」の作成過程における文部科学省の関与については、先の答弁書（平成十五年五月二十三日内閣衆質一五六第七六号）において述べたとおりである。

六について

文部科学省高等教育局医学教育課大学病院支援室は、大学の附属病院の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること等の事務をつかさどっており、文部科学省としては、常置委員会等がまとめる提言等に対して、常置委員会等から要請を受けて、同室の担当者が意見を述べることや原案作

成に必要な事務的な作業を行うことは、適切であると考えている。